

公文書の管理に関するガイドラインの改正について

✓ 令和7年3月改正のポイント

- 会議記録を作成する際により適正な取扱いを図る目的で記載を修正

改正の背景

- 市民を始め多様な主体との連携・協働の取組により、課題を解決し、新たな価値を創出していくことが必要
- そのためには、市政情報を積極的に提供し、札幌市政に対する理解を深化させることが必要
- 一方で、市政情報の中には、尚早な時期に公にされた場合、市民の誤解や憶測を招いて市民の間に混乱を生じさせたり、他団体等との信頼関係や協力関係が損なわれたりする情報も存在
 - ▶「より一層積極的な情報提供の推進」
 - 「市政情報等の適正管理の徹底」
 - の両立を図る必要性・重要性の高まり

✓ 令和7年9月改正のポイント

- デジタル技術を用いた文書の作成及び保存方法を明示
- 庁内ネットワーク環境変更に伴う改正
- 重要公文書に該当するマイクロフィルムを媒体変換した際のマイクロフィルムの取扱いについて追記

改正の背景

- AIなどによる議事録や議事概要作成ソフトやアプリケーションを用いる機会の増加
- 紙媒体で取得した行政文書の電子化、電子メールやチャットツール等のグループウェアが、一般的に用いられるようになってきており、今後ますますグループウェアの利用が増えていくことを想定
- また、9月からイントラネットからインターネット接続系環境下で業務を実施するよう庁内ネットワーク環境が変更
- マイクロフィルムの複製が困難となり、今後、マイクロフィルムからの媒体変換が増えていくことから、媒体変換時のマイクロフィルムの取扱いを指し示すことが必要